

監査委員公表第 5 号

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規程に基づき定期監査を二宮町監査基準に準拠して執行しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和 2 年 12 月 1 日

二宮町監査委員 大矢 孝道
二宮町監査委員 前田 憲一郎

1. 監査の期日

令和 2 年 11 月 18 日（水）

2. 監査を行った監査委員

監査委員 大矢 孝道

監査委員 前田 憲一郎

3. 監査対象とした部課

教育部生涯学習課

（町立体育館、町民運動場、町民温水プール）

4. 監査の範囲

令和 2 年度 9 月末における財務並びに事務の執行状況

5. 監査の着眼点

今回の定期監査は、本年度の特殊な状況を配慮し、新型コロナウイルス感染症対策による新たな多くの施策が、各施設の予算執行においてどの程度影響しているかを主眼として、今年度の各施設の管理運営状況に対して、施設の維持管理が適正に実施されているか、ライフサイクルコストを見据えた管理運営となっているか、利用者の増減傾向や使用料等の収入状況がどのようになっているか、利用者の意向把握をどのように実施しているか等、事業の執行状況を振り返るとともに、年度予算の最終執行の見通しに対して、各施設においてどのような課題があり、それらをどのように解決し、今後の事業執行につなげるかについて、監査を実施した。

6. 監査の手順

監査にあたり事前に提出された資料や関係書類等に基づき、試査による証憑突合や質疑応答を行い、事務執行に対する監査を実施した。

なお、各施設について現地に赴き、施設の管理状況について現地確認を行った。

7. 監査実施による各課（施設）概要

（町立体育館）

昭和 60 年 3 月竣工。令和元年度の年間利用者数は約 5 万 7 千人で、使用料収入は約 564 万円（新型コロナウイルス感染症対策により、令和 2 年 3 月は休館）。

施設は竣工後、約 35 年が経過しているが、施設の経年劣化により、様々な箇所老朽化による故障が起きており、設備等の更新により随時対応する予定である。また、利用団体の増加により、時間帯によっては、施設の利用予約が取りにくいなどの問題が生じている。

（町民運動場）

平成 2 年 3 月竣工。令和元年度の年間利用者数は約 3 万人で、使用料収入は約 169 万円（新型コロナウイルス感染症対策により、令和 2 年 3 月は休館）。団体利用は一定数の利用があるが、個人利用はほとんど無いため、個人利用促進の対応を検討する。

施設は竣工後、約 30 年が経過しているが、グラウンドの排水機能の低下により、土砂の流出による陥没が発生している。また、周辺の樹木等が生い茂り、倒木や土砂崩れの危険性が生じるなどの問題が生じている。

（町民温水プール）

平成 6 年 2 月竣工。令和元年度の年間利用者数は約 4 万 9 千人で、使用料収入は約 1,394 万円（新型コロナウイルス感染症対策により、令和 2 年 3 月は休館）。今後は、多目的ルームの活用など、運営方法などを見直し、利用者数の維持を図っていく予定である。

令和元年度に昇温ポンプの突発的な故障が生じたことにより、1 週間程度、臨時休館となったが、施設の老朽化による修繕箇所が増大しており、今後の施設管理について見直しが必要な状況である。

8. 監査結果

新型コロナウイルス感染症対策により各施設とも、施設運営の長期休館を余儀なくされ、歳入は当初予算を大幅に減額修正する状況となっている。施設の維持管理経費については、委託業務等の内容を精査し、未実施の業務については、費用の減額等の交渉を図るなど、歳入歳出の適切な再検討を行うことが望まれる。今後、残された下半期の担当部署の対応や、施設の利用状況好転への

工夫が期待される。

以下に各施設の事務に関し気づいた点や要望等を述べ、監査の結果とする。

(町立体育館)

町立体育館については、施設の経年劣化に伴う老朽化や故障等が発生しており、設備等の更新箇所を調査し、計画的かつ効率的な維持管理に努められたい。

(町民運動場)

町民運動場については、グラウンドの排水機能の低下により、土砂の流出に伴う陥没が発生しているが、必要に応じて調査を行い、状況把握と原因究明を行うとともに、可能な限り抜本的な対応が図られるよう、努められたい。

また、令和 2 年度は、町民運動場周囲の危険樹木の伐採事業を実施したが、今後、周辺の危険性を点検し、必要であれば、中長期的な対策の検討が望まれる。

(町民温水プール)

町民温水プールについては、近年、老朽化による修繕箇所が増大しているが、修繕箇所の点検、調査を行い、施設のライフサイクルコストを踏まえ、維持修繕を着実に実施されたい。

9. まとめ

令和元年 7 月より公共施設予約システムが稼働したことに伴い、これまで、窓口で行っていた予約手続をインターネットでの予約としたことにより、窓口事務の効率化が図られるとともに、各施設とも、24 時間いつでも、インターネットより施設の空き状況の確認や仮予約を行うことが可能となり、利用者の利便性向上につながっている。

施設管理面においては、各施設とも竣工から一定期間が経過し、老朽化に伴う施設の経年劣化が課題となっているが、施設の維持管理計画や公共施設再配置・町有地有効活用実施計画等を踏まえつつ、費用対効果を考慮した維持管理に努められたい。

また、各体育施設に係る指定管理制度の導入については、町民サービスの向上と行政負担の軽減につながる取り組みであり、公共施設再配置・町有地有効活用実施計画にも位置付けられていることから、各施設の整備を図り、近隣自治体の導入事例に係る調査研究等を行い、導入に向けた積極的な取り組みを期待したい。なお、委託事業であっても、指定管理制度を導入するにしても、提供する町民へのサービスに対する満足度の把握は、担当部署の重要な業務であることを忘れずに、各施設の運用管理を行うことを希望する。

以上